

小平町商工業事業継続緊急支援金のご案内

新型コロナウイルス感染拡大により、影響を受けている町内の商工業者等の事業継続を支えるため、小平町商工業事業継続緊急支援金を支給いたします。

1. 支給対象者

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する者で、町内に本店を有する法人又は、主たる事業所を有する個人で、営業の実体があるもの。ただし、主たる売上が農業及び漁業によるものではないこと。
- (2) 支給対象者に町税等の滞納がないもの。ただし、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例により徴収が猶予されている町税等については、この限りではない。
- (3) 上記対象者で、次年度以降も事業を継続するもの。

2. 支給金額 1 件当たり 10 万円

3. 支給申請及び添付書類

- (1) 支給申請書及び確約書
- (2) ・個人事業者 令和 3 年分確定申告書第一表（控え）の写し
・法人事業者 直前の事業年度の確定申告書別表一（控え）の写し
・新規事業者 個人事業の開業届出書の写し又は法人設立届出書の写し
- (3) 振込口座確認書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

※ 支給申請書及び確約書は小平町 HP (<http://www.town.obira.hokkaido.jp/>) でダウンロード可能なほか、役場経済課、各支所、小平町商工会で備え付けております。

4. 申請期間 令和 4 年 10 月 3 日（月）～令和 4 年 11 月 30 日（水）消印有効

◎申請書の提出及び問い合わせ先

- ・経済課商工水産係（56-2111 内線 222・223）まで